平成２２年（フ）第２６３号
静岡県浜松市中区春日町131番地の２
債務者　有限会社田口建設
代表者代表取締役　田口　　高
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
愛媛県松山市北条辻1400番地４
債務者　有限会社若みどり
代表者代表取締役　遠藤　泰夫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前10時
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市連島町連島36番地の104
債務者　有限会社梅田パッケージ
代表者代表取締役　梅田　文敏
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２９２０号
大阪府高槻市塚原４丁目１番11号
債務者　武藤　朝長
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
4　破産債権の届出期間　平成22年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４号
神奈川県小田原市栢山2230番地の１　メゾングラシア303号
債務者　藤政　征士
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３６号
岡山県玉野市和田１丁目４番20号
債務者　道仙　賢次
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６号
岡山市南区南輝１丁目10番37号
債務者　河田　禎介
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３号
奈良市芝辻町４丁目11番地13―Ｂ号室店舗
債務者　遊食亭こと　土内　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７７１号
福岡市中央区警固２丁目３番26号
債務者　西原　　寛
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祥行
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１号
奈良県宇陀市室生区三本松3945番地
債務者　山村秦二朗
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１７７号
奈良市西大寺国見町１丁目５番１―205号
債務者　ＳＥＲ建築事務所こと　植田　秀美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
石川県白山市深瀬新町38番地
債務者　岡田　茂人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木梨　松嗣
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月11日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
岐阜県不破郡垂井町2421番地の11　ファミリアーレ・アイＥ201号
債務者　大川　和弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　清
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
茨城県牛久市さくら台４丁目28番地２
債務者　嶋田　　守
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４６８号
札幌市南区簾舞４条２丁目14番７号
債務者　勝見　　馥
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増谷　康博
4　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部